

第 1 章 平成22年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

農林水産業と農山漁村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、地域における雇用機会の創出、文化・教育の場の提供等、国民生活において重要な役割を担っている。

しかし、我が国の農業をめぐる環境は、生産額の減少、就業者の高齢者割合の増加、農地の荒廃など厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、平成22年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、戸別所得補償制度をはじめとした新たな農政を積極的に展開した。

また、東日本大震災の被災地に対する水や食料の調達や、農業の復旧等に全力を挙げた。

2 講じた施策の重点

(1) 食と農林漁業の再生

平成22年3月30日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、平成22年4月に戸別所得補償制度のモデル事業を開始するなど、新たな農政を展開した。また、11月30日に設置された政府の「食と農林漁業の再生推進本部」において、食と農林漁業の再生に向けた検討が進められた。

(2) 食料の安定供給の確保

ア 食の安全と消費者の信頼確保

食品の安全に対する不安に対応するためには、「後始末より未然防止」の考え方を基本として、国産農林水産物や食品の安全性を向上させることが重要である。そこで、農業生産工程管理（GAP）、や危害分析・重要管理点（HACCP）手法の導入を支援した。

また、平成21年4月に公布された「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）」に基づき、平成22年10月から、米国等の取引等の記録の作成・保存を義

務付けた。

イ 食料自給率の向上に向けた取組

食料自給率の向上を図るためには、生産面での取組のみならず、消費面での取組が重要であることから、平成20年10月に立ち上げた「フード・アクション・ニッポン」による国産農産物の消費拡大に向けた取組を引き続き進めるとともに、米粉の認知拡大を図り、消費量の増大及び食料自給率向上につなげることを目的として、「米粉倶楽部」による取組を行った。

ウ 国際交渉への対応

(ア) EPA/FTA交渉における取組

近年、WTO加盟国が増加する中で、各国間の意見調整に時間を要するようになり、貿易自由化の遅れが懸念されている。このような状況を背景として、各国が特定の国・地域間で関税撤廃等を行うEPA/FTAを貿易促進の手段として活用する動きが広がっている。

EPA/FTA交渉については、我が国の食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないという基本的な姿勢を堅持しながら、政府一体となって戦略的に交渉に取り組んだ。平成22年5月には日中韓FTAについて、平成22年6月には日ペルーFTAについて、それぞれ共同研究を開始した。

なお、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）については、平成22年11月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、情報収集のための協議を行った。

(イ) APEC等における取組

平成22年10月、新潟県において開催された食料安全保障担当大臣会合において「APEC食料安全保障に関する新潟宣言」等が採択された。

また、同月カンボジアで開催されたASEAN+3の第10回農林大臣会合において、食料安全保障の確保の観点から、ASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）等への支援、各種農林水産協力について説明し、支持を得た。

エ 口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザへの対応

口蹄疫については、4月20日から7月5日までの間、宮崎県の292農場において発生が確認されたことを受け、自衛隊・警察等の協力を得つつ、政府と宮崎県が一体となって、一般道を含む消毒や家畜の処分・埋却等の防疫措置を実施した。

また、高病原性鳥インフルエンザについては、平成22年11月から平成23年3月までの間に9県24農場で発生が確認された。このため、飼養家きんを疑似患畜として殺処分するとともに、必要な防疫措置を講じた。

これらの発生を受け、防疫対応の強化を図るため、平成23年3月、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案が閣議決定され、同月成立した。

(3) 農業の持続的な発展

ア 戸別所得補償制度

(ア) 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくため、戸別所得補償制度を導入した。

平成22年度においては、戸別所得補償制度モデル事業により、担い手を含めた意欲ある農業者の経営の安定を図った。このモデル事業では約116万の農家及び集落営農に対して支払いが行われた。

さらに、意欲ある農業者の資金調達を支援するための低利融資や無担保、無保証人での融資、経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械・施設等の整備に係る支援、新規就農者の農業技術・ノウハウ習得のための研修支援等を行った。

(イ) 戸別所得補償制度の本格実施に向けた作業

平成23年度からの本格実施が予定されていた戸別所得補償制度について、平成22年度のモデル事業で得られた知見を踏まえて制度設計を行い、水田農業に加えて、麦や大豆等の畑作物にも対象を拡大することとした。

また、農業の体質強化を図る観点から、新たに、経営規模を拡大した農業者に10a当たり2万円を交付する「規模拡大加算」を導入することを決定した。

イ 農山漁村の6次産業化

我が国の農山漁村を再生するため、「農林漁業の6次産業化」を推進し、農林水産業・農山漁村の「地域資源」を活用する事業など新たなビジネスに生産者が取り組むことを後押しした。

また、農山漁村の6次産業化を一層推進することなどを目指した「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が、平成22年12月に公布、平成23年3月に全面施行された。

ウ 輸出促進

平成29年までに農林水産物等の輸出額を1兆円水準にするという政府目標の達成に向け、促進事業を展開した。

エ 緑の水の環境技術革命の策定

農林水産業・農山漁村に存在する豊富な資源と他産業の持つ革新的技術との融合により、素材・エネルギー・医薬品等の分野において、農山漁村地域に新たな産業の創出を図るため、平成23年2月に緑と水の環境技術革命総合戦略を策定した。

(4) 農村の振興

ア 都市と農山漁村の交流の促進

「オーライ!? ニッポン」(都市と農山漁村の共生・対流推進会議)等で見出された優良事例について、シンポジウムの開催等を通じ広く国民に向けた情報発信を行うとともに、ネットワーク化を進めることにより、全国的な取組への発展を図った。さらに、「農林漁家民宿おかあさん100選」を選定し、これを紹介することにより、都市と農山漁村の交流を促進した。

イ 中山間地域等の振興

傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れる中山間地域において、基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備を進めた。

特に、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度を実施した。

ウ 鳥獣害対策の推進

市町村における被害防止計画の作成を推進するとともに、計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、箱わなの導入、防護柵の設置、緩衝帯の設置、捕獲鳥獣の地域資源としての利活用等の総合的な取組を支援した。

また、平成23年3月には、地域の技術指導者向けに、捕獲した獣肉の利活用についての技術マニュアルを作成し、各都道府県等に配布した。

3 財 政 措 置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成22年度農業関係予算一般会計予算額は、総額1兆9,018億円となった。

また、平成22年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は1,862億円となった。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）への計画額1,720億円となっている。

4 税制上の措置

重点政策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする税制措置が講じられた。

(1) 農業者等の経営の直接支援

- ア ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に係る免税・還付措置の適用期限を1年延長（石油石炭税）
- イ 農林漁業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度または税額控除制度の適用期限を2年延長（所得税・法人税）

(2) 循環型社会構築の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長したうえ、廃止。なお、23年4月1日から24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の5年間価格の4分の3（現行3分の2）（固定資産税）、バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間価格の2分の1）の適用期限を2年延長（固定資産税）

(3) 農山漁村の活性化

- ア 中核的地方卸売市場にかかる課税標準の特例措置（5年間価格の3分の2）について、その適用期限を1年延長したうえ、廃止（固定資産税）
- イ 食品製造業者等が研究開発を行った場合の試験研究費の増加額等にかかる税額控除制度について、その適用期限を2年延長（所得税・法人税、法人住民税）

5 農 業 金 融

制度金融については、日本政策金融公庫融資制度について、農業をめぐる情勢が厳しくなる中で、意欲的に生産拡大等に取り組む意欲ある農業者等を支えるため、認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、資金繰りに余裕がない貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置の創設等を講じた。一方、昭和31年度の制度創設以来、貸付主体が都道府県であった農業改

良資金について、その貸付主体を農業融資のノウハウを有する株式会社日本政策金融公庫等に変更するため、農業改良資金助成法の一部改正を行った。

また、銀行等民間金融機関からの農業者等に対する資金の円滑な融通が行われるよう、農業信用保証保険法の一部改正を行った。

このほか、農業近代化資金制度についても、スーパーL資金と同様の金利負担軽減措置の創設等を講じた。

6 立 法 措 置

第174回国会（通常国会）において、

- ・「農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律」
- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

・「口蹄疫対策特別措置法」

第176回国会（臨時国会）において、

- ・「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」

また、第177回国会（通常国会）において、

- ・「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」

が成立した。

第2節 林 業

1 施策の背景

我が国では、戦後を中心に造成された約1千万haの人工林が、造林・保育による資源の造成期から資源の利用期に移行する段階にあり、資源の循環利用を通じて、持続的な森林経営を確立することが求められている。

一方、木材の需要は、住宅着工戸数の減少等を背景として、長期的に減少傾向にあり、このままで推移すれば、人口の減少により、更に減少することが見込まれる。

このような中、農林水産省では、平成21年12月に、我が国の森林・林業を再生する指針となる「森林・林業再生プラン」を策定して、10年後の木材自給率50%以上を目指して、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することとした。

平成22年1月には、同プランを踏まえた具体的な改革の内容を検討するため、「森林・林業再生プラン推

進本部」を設置し、同本部の下に設置された検討委員会において、精力的な議論が進められた。同年11月には、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」として、同プランの推進に当たっての具体的な対策について最終とりまとめが行われ、同本部で了承された。

また、平成22年5月には、第174回通常国会で、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年5月26日法律第36号）が成立し、同年10月に施行された。同法では、木材の利用促進に向けて、政府が率先して木材利用に努めるとともに、地方公共団体や民間事業者等にも主体的な取組を促すこととしている。

2 講じた施策の重点

(1) 地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全

重視すべき機能に応じた多様な健全な森林づくりを進め、併せて森林施業に不可欠な路網整備を計画的に推進した。特に健全な森林の育成に必要な間伐の条件整備や間伐材の利用促進を図りつつ推進した。

また、森林の現況等に応じた治山施設の設置等や保安林の適切な管理、森林被害に対する防除対策を推進した。

さらに、森林整備を社会全体で支えていくという気運を醸成していくことが重要であることから、民間主導の「美しい森林づくり推進国民運動」を支援するなど、国民参加の森林づくり等を推進した。また、森林吸収量の算定等に向けたデータの収集・分析等を行った。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展と山村の活性化

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、意欲ある林家や森林組合等の林業事業体を、経営規模の拡大支援、競争力ある木材産地形成のための施設整備等により育成した。

また、「緑の雇用担い手対策事業」等により、林業就業者を確保・育成した。

地域の森林資源等を活かした新たな産業の創出や森林と居住環境基盤の総合的な整備等、魅力ある山村づくりを支援した。

また、山村地域の貴重な収入源である特用林産物について、生産・供給体制の整備とともに、安全性の情報提供等を行い需要の拡大を図った。

(3) 林産物の供給及び利用の確保による国産材競争力の向上

施業の集約化、製材工場の大型化等を進め、品質・

性能の確かな製品を安定的に供給する生産・流通・加工体制のモデル的な構築を図るとともに、林産物利用の意義に関する国民への情報提供と普及、木質バイオマス等未利用資源の新規需要の開拓、住宅や公共施設等への地域材利用の拡大を促進した。

(4) 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

森林の機能、地球温暖化対策、木質資源の有効利用等に係る試験研究及び花粉症対策に有効な林木新品種の開発等を実施した。

(5) 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理運営を推進するとともに、事業運営の効率化を図る中で、開かれた「国民の森林」の実現に向けて取り組んだ。

(6) 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的取組の推進

世界における持続可能な森林経営のための国際協力、地球温暖化問題への対応や適切な木材貿易の推進に取り組んだ。

3 財政措置

(1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を実施するため、林業関係の予算、国有林野事業特別会計予算及び森林保険特別会計予算の確保に努めた（表1）。

表1 林業関係の一般会計等の予算額

（単位：百万円）	
区 分	22 年 度
林業関係の一般会計予算額	363,237
治山事業の推進	86,333
森林整備事業の推進	157,441
災害復旧等	21,818
保安林等整備管理	553
森林計画	1,130
森林の整備・保全	2,464
林業・木材産業等振興対策	8,257
森林整備・林業等振興対策	16,485
林業試験研究及び林業普及指導	10,843
森林病虫害等防除	942
林業金融	1,787
国際林業協力	596
その他	54,588
国有林野事業特別会計予算額	467,247
森林国営保険事業・歳出	4,811

注：1）予算額は補正後のものである。

2）一般会計には、内閣府及び国土交通省計上の予算を含む。

3）総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

森林・山村に係る財政措置として「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を実施した。

森林・山村対策としては、①公有林等における間伐等の促進に要する経費、②国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した、「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」の活動に対する経費、③国が実施する「緑の雇用担い手対策事業」と連携した林業の担い手確保に必要な実地研修及び新規就業者定着のための福利厚生等への支援、④民有林における長伐期・複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進、⑤地域材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策等に要する経費に対して地方交付税措置を講じるとともに、⑥ふるさと林道緊急整備事業に要する経費を地方債の対象とし、当該経費に対して地方交付税措置を講じた。

このほか、⑦公有林における作業道の整備に要する経費に対して地方交付税措置を講じた。

国土保全対策としては、①ソフト事業として、U・Iターン受入れ対策、森林管理対策等に必要経費に対する普通交付税措置、②上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流の団体が負担した場合の特別交付税措置を講じるとともに、③公の施設として保全・活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とした。

4 立法措置

森林の有する公益的機能を十全に発揮するため、第177回通常国会に、「森林法の一部を改正する法律案」を提出した。

5 税制及び金融措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制及び金融措置を講じた。

法人税については、農林中央金庫の合併等に係る課税の特例において、農林中央金庫等の合併に係る措置の適用期限を3年延長する措置を講じた。法人税及び所得税に共通するものとしては、中小企業者等に該当する林業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長する措置を講じた。

林業・木材産業改善資金の貸付け等を行う都道府県に対し貸付けに用いる資金の造成に必要な経費を助成したほか、木材産業等高度化推進資金により、木材の

生産及び流通を合理化し、木材の供給の円滑化を図るための資金等を低利で融通するなどの措置を講じた。

第3節 水産業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の水産業は、資源状況の低迷、漁業生産量の低下、漁業者の減少・高齢化や漁船の老朽化による漁業生産構造の脆弱化、生産資材コストの増加などにより、大変厳しい状況に置かれている。

こうした中、力強い水産業を確立するため、低位水準にある水産資源の回復・管理の推進、我が国漁業の将来を担う経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、水産物の消費者への直接販売などを通じた産地の販売力の強化などの加工・流通・消費施策等に取り組んでいる。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 講じた施策の重点

平成19年3月に策定された水産基本計画に基づき、水産資源の回復・管理を推進するとともに、将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立を図るため、(1)低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進、(2)国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、(3)水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開、(4)水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及、(5)漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮、(6)水産関係団体の再編整備を総合的かつ計画的に推進した。

(1) 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

水産資源に関する調査及び研究に関して、①資源評価・予測の精度の向上、②地球環境変動の水産資源へ

の影響の解明、③資源情報の積極的な提供を図った。

我が国の排他的経済水域等における資源管理に関して、①漁業管理制度的確な運用と資源の合理的利用の促進、②資源回復計画の一層の推進、③密漁等の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進を図った。

公海域を含む国際的な資源管理に関して、①周辺国・地域との連携・協力の強化と適切な漁業関係の構築、②地域漁業管理機関を活用した資源管理の推進、③責任ある漁業国としての適正な操業の実践を図った。

海外漁場の維持・開発と国際協力の推進に関して、①新漁場開発調査の実施と二国間・多国間協定に基づく操業の確保、②資源管理の取組に重点を置いた海外漁業協力の展開を図った。

海面・内水面を通じた水産動植物の生育環境の改善と増養殖に関して、①森・川・海を通じた環境保全の推進、②外来魚・カワウ、大型クラゲ等の野生生物による漁業被害の防止対策の推進、③環境・生態系と調和した増殖の推進、④水産防疫体制の点検や強化の検討等による持続的な養殖生産の推進を図った。

(2) 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

国際競争力のある経営体の育成・確保に関して、①収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船や省力型の機器の取得等の支援によって経営転換を促進する漁業構造改革対策等による漁業経営の体質強化、②収入の変動による漁業経営への影響を緩和する経営安定対策の導入、③融資・信用保証等の経営支援施策の充実を図った。

漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化に関して、①燃油消費量削減又は生産性向上を進める取組に必要な機器の取得に対する支援、②漁協系統、資材メーカーをはじめとする関係者による生産・流通の合理化に向けた取組と漁業者による生産現場での効率的な利用に向けた取組を推進した。

漁業保険制度の適切な運用に関して、①漁業共済制度の収支の健全化、②漁船保険事業の適切な運用等を図った。

活力ある漁業就業構造の確立に関して、①就業希望者に対する就業情報の提供、漁業就業相談会の開催、漁業現場での長期研修の実施等による新規就業・新規参入による雇用創出、②漁業の技術及び経営管理能力の向上、③漁業の労働環境の改善、④水産に関する教育の充実、⑤女性の参画や高齢者の活動の促進を図った。

(3) 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

産地の販売力強化と流通の効率化・高度化に関して、①電子商取引による機能的な統合を含む産地市場の統廃合や高度な衛生管理に対応した流通施設の重点的整備等による市場を核とした流通拠点の整備、②前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築、③水産物流通の効率化・高度化、④水産物の需給及び価格の安定のための水産物の調整保管の適切な実施を推進した。

水産加工による付加価値の向上に関して、消費者ニーズに即した新製品の開発、近年需要が伸びている分野への販路の開拓、中食産業・外食産業等の他産業との連携を促進し、水産加工品の新たな需要の創出等を図った。

小売部門の強化に関して、魚介類の名称の店頭表示に関するルールや具体例を示したガイドラインについて、引き続き関係者への周知等を行った。

水産物の適切な輸入の確保と輸出戦略の積極的な展開に関して、①水産物の輸入の確保、②HACCP手法の導入を始めとする衛生管理体制の強化や養殖魚及びEU向け水産物の輸出実行プランの策定等の水産物の輸出戦略の積極的な展開を図った。

消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大と食育の推進に関して、①生産段階を対象とした品質管理ガイドライン、小規模加工業者を対象とした品目管理ガイドラインの策定等による水産物の安全及び消費者の信頼の確保、②消費者への情報提供の充実、③食育の推進を図った。

(4) 水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及

現場のニーズに対応する新技術の開発及び普及に関して、省エネルギー技術の開発・実証・普及及びクロマグロの人工種苗生産技術の開発等を推進した。

バイオマス資源の利活用の促進に関して、バイオエタノールの生産、未利用水産資源を利活用する技術の開発等を推進した。

知的財産の創造・保護・活用に関して、産地販売力を強化する方策として取り組む水産物のブランド化等を支援した。

(5) 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮

力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整備に関して、①国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業の実施等による我が国周辺水域の資源生産力の向上、②国際競争力強化と力強い産地づくりを図るための水産物供給基盤の整備を推進した。

安全で活力のある漁村づくりに関して、①災害に強

い漁業地域づくりガイドラインの普及や減災計画策定マニュアルの作成等による防災・減災力の強化、②社会生活基盤の整備の推進等による生活環境の向上、③地域資源を活かした漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流の促進を図った。

漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進に関して、プレジャーボート等の収容施設の整備等を推進した。

水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に関して、①離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮、②環境・生態系保全活動の促進を図った。

(6) 水産関係団体の再編整備

漁業協同組合系統の経営・事業の改革に関して、経営不振に陥っている漁協の経営改善計画の早急な策定・実施等による経営・事業改革等を促進した。

その他水産関係団体の再編整備に関して、水産に関する団体についてその位置付け・役割を見直した。

3 財 政 措 置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

項 目	平成 22 年度
一般会計合計	181,867
非公共（計）	97,551
公共（計）	84,316
一般公共	83,203
水産基盤整備	82,227
漁港海岸	976
災害復旧	1,113

注：1）一般会計予算には、内閣府、国土交通省計上の水産関係予算を含む。

2）予算額は補正後予算額である。